

意見書案第2号

公開制度見直しなど戸籍法の早期改正について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成19年3月22日提出

提出者議員	富岡潤美
賛成者議員	牧田滋昌
〃	太田博之
〃	増山宣之
〃	鎌田誠
〃	仁志紘一
〃	上田久司
〃	酒井和子
〃	古石英仁
〃	小友寛光
〃	笹島清一
〃	井幡修一
〃	窪田孝雄

## 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関等においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

特に、2005年4月から個人情報保護法が全面施行された中であって、戸籍の公開制度を悪用して、他人の戸籍謄抄本を不正取得、不正利用する事件が相次いでおり、戸籍法に対する国民の不満や不安が高まっている、

そうした現状を背景に、戸籍法の見直しを検討してきた法制審議会（法相の諮問機関）の戸籍法部会は、昨年12月、戸籍法改正の要綱案をまとめた。

要綱案では、交付請求者の本人確認や、第三者による戸籍謄抄本の交付請求については「正当な理由がある」と認めた場合に限って交付できると制限、また、弁護士などの資格者による請求についても、依頼者名と具体的理由の明示など条件を付与するなど、これまでの原則公開から原則非公開に変えるものである。

戸籍は、個人の身分事項、家族関係などの情報が満載されているにもかかわらず、公証のために原則公開とされてきた。しかし、不正請求・不正利用を防止し、プライバシーを保護する観点に立ち、弁護士への依頼者などの意向も勘案し、有資格者の職務上の請求に配慮しながら、早急に戸籍の公開制度を見直すとともに、不正請求・不正利用に対する罰則を強化すべきである。政府に対し、戸籍法改正の早期実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣